

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

地域アドボケーター対応マニュアル

(令和2年度版)

令和2年7月

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

目 次

I	はじめに	… 1
II	条例の概要	… 2
	1 基本的事項	… 2
	2 業務の対象となる障害を理由とする差別とは	… 4
III	お願いしたい業務の概要	…10
	1 基本的事項	…10
	2 地域アドボケーター活動の実務上の留意事項	…10
	3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会による事案解決	…12
IV	おわりに	…13
	(様式等)	
	・ 地域アドボケーター対応・相談連絡票作成時の留意事項	…14
	・ 地域アドボケーター 対応・相談連絡票	…15
	・ 理解促進報告書作成時の留意事項	…16
	・ 理解促進報告書	…17
	(参考資料)	
	・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	…18
	・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例施行規則	…26
	・ 滋賀県地域相談支援員設置要綱	…29

1 はじめに

平成 18 年 12 月に国連総会で「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます）」が採択されました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としたものであり、障害者に関する初めての国際条約です。

わが国は、平成 19 年 9 月に障害者権利条約に署名後、締結に向けた法律の整備等を進め、平成 23 年には障害者基本法の改正により差別の禁止を規定し、平成 25 年 6 月障害者差別解消法が成立（平成 28 年 4 月施行）、平成 26 年 1 月に条約の締約国となりました。

滋賀県においては、平成 24 年に障害者団体から県に対し、「障害のある人に対する差別禁止のための滋賀県条例」の制定要望があり、その後、懇話会や糸賀一雄生誕 100 年記念事業の中で共生社会づくりについて意見交換が続けられ、県の「共生社会推進検討会議」（平成 27・28 年）において、障害者差別解消法を補完するためには条例の制定が有効と結論づけられました。

こうした状況などを受け、平成 29 年 5 月、知事から滋賀県社会福祉審議会に条例の骨格について諮問しました。諮問にあたって、障害者差別解消法の実効性の補完の必要性だけでなく、障害者と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人の課題に対して県民全体で取り組むことの必要性という社会福祉全般に関わる課題意識を示しました。

諮問を受け、滋賀県では社会福祉審議会に条例検討専門分科会を設置し、二つの課題意識を軸に、障害者や御家族、福祉、教育、経済、学識者など様々な立場の委員が、当事者団体等の協力により集められた差別事例や障害者権利条約の考え方をもとに、条例の骨格に盛り込む内容について検討を重ね、平成 30 年 6 月 5 日に滋賀県社会福祉審議会から知事に条例の骨格について答申がありました。

条例検討専門分科会の議論の中で、相談体制について次のような意見がありました。

- ・相談体制を身近なところに置き、問題解決だけでなく、地域で何が差別になるかということを住民が共有することが必要。
- ・障害者の権利全般に向き合う人や当事者に地域アドボケーターを担ってもらいたい。
- ・社会的障壁のために相談できないということがないように、当事者の立場に立ってアドボケートできる人材が必要。

このような意見を踏まえ、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例において、障害を理由とする差別の禁止や社会的障壁を除去するための合理的な配慮の提供などについて規定するとともに、これらの障害者差別の解消に向けた相談・解決の仕組みを定めています。

この「地域アドボケーター対応マニュアル」は、共生社会の実現のために重要な役割を担うこととなる地域アドボケーターの皆様が、活動をしていただく際の指針となるものとして策定しました。

II 条例の概要

1 基本的事項

(1) 条例の前文 ※前文とは・・・条例の由来や経緯、その基本原理を述べる部分

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。

(2) 目的

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害者の自立および社会参加に向けた取組の基本理念等を定める
→ 全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする

(3) 基本理念

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを前提として、以下の項目を規定

- ・ 社会参加の機会の確保
- ・ 地域における共生
- ・ 言語（手話を含む。）その他の意思疎通手段の選択機会の確保

- ・ 障害があることに加え、女性や高齢者であること等の複合的な要因への配慮
- ・ 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、共に学ぶ合うことにより、その理解が深められること
- ・ 当事者間の建設的な対話による相互理解

(4) 定義

・ 障害者

身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能障害があり、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（詳細は p5 へ）

・ 障害を理由とする差別

「正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う行為※（11分野とその他）」+「合理的配慮の不提供」→障害者権利条約等を踏まえたもの

※行為は P5～P7 の表参照

- ①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野
 ④福祉分野 ⑤障害福祉分野 ⑥医療分野 ⑦建物・公共交通分野
 ⑧不動産取引分野 ⑨地域活動分野 ⑩情報の提供分野
 ⑪意思表示の受領分野 ⑫その他の分野

・ 障害の社会モデル

障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方
 （詳細は p9 へ）

(5) 障害を理由とする差別の解消

何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

→上乗せ・横出し条例

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務
個人	条例上の義務	条例上の義務

2 業務の対象となる障害を理由とする差別とは

(1) 対象となる障害者とは

条例の定義は、p4 I 条例の概要 1 基本的事項 (4) 定義のとおりです。

- ・ 身体障害
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害（発達障害を含む。）
- ・ 難病に起因する障害
- ・ その他の心身の機能障害

これらの障害や社会的障壁(※)により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

→ 対象となる障害者は障害者手帳所持者に限られない。

※社会的障壁とは、社会生活を送る上で妨げとなる社会的制度、慣行、観念などすべてのものを指します。

(2) 対象となる差別とは

条例第 2 条第 3 号において、障害を理由とする差別とは、「正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。」と規定しています。

以下に実際の差別事例を元に分類した分野および想定される相談内容の例を示していますが、これらの例に限らず、障害を理由とした差別に関する相談、地域アドボケーター自身の気づきについては、幅広く捉えていただくようお願いします。

分野	条 文	想定される相談内容の例
①教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(7) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(1) 障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)および特別支援学校(小学部および中学部に限る。))をいう。)を決定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害があることを理由に、遠足や校外学習等に参加させてもらえなかった。 ・ 本人や保護者の意見を聴かずに、就学する学校を決定された。

②労働・雇用	<p>労働者の募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害や精神障害があることを理由に、採用のための面接に一律に応じてもらえない。 ・精神疾患を発症したことを理由に、障害の状態の確認や配置換え等を検討することなく、退職を強要された。
③商品の販売またはサービスの提供	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造上車いすで入場できる施設に、車いすを利用する人と同行したら、「障害のある人は対応できない」という理由で、事情の説明もなく、入場を一方向的に断られた。
④福祉	<p>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある子どもについて、そのことだけを理由に、障害の状況や必要な配慮の内容等を確認もせず、保育所や学童保育の利用を拒否された。
⑤障害福祉	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な相談支援が行われることなく、本人の意に反して特定の施設への入所や入居を強いられた。
⑥医療	<p>医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科に通っていたこと、目や耳が不自由なことなどを理由に、治療を断られた。 ・精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあるなど、法令に特別な定めがある場合に

		は該当しないのに、本人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制された。
⑦建物・公共交通	不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。	・構造上車いすで入場できる施設に、車いすを利用する人と同行したら、「障害のある人は対応できない」という理由で、事情の説明もなく、入場を一方的に断られた。
⑧不動産取引	不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	・近隣住民にトラブルになるかも知れないという漠然とした理由で、障害の状況などを確認することなく、アパートの賃貸を拒まれた。
⑨地域活動	県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	・障害があるというだけで自治会活動への参加を拒まれた。
⑩情報の提供	情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	・知的障害のため内容が分からないだろうという理由で、情報の提供を拒まれた。
⑪意思表示の受領	意思の表示を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	・聴覚障害のため、手話での情報提供を申し出たが、手話ができる者がいないという理由で、筆談など他の方法を検討することなく、情報の提供を断られた。
⑫その他	①から⑪までに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。	

(3) 対象となる合理的配慮とは

条例では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過

重になるものを除く。」と規定されています。

なお、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」によると「過重な負担」の基本的な考え方は以下のとおりとなっています。

【過重な負担の基本的な考え方】

過重な負担については、行政機関等および事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等および事業者は、加重的負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ・ 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度
- ・ 事務・事業程度
- ・ 財政・財政状況

以下に、合理的配慮として想定される例を示しますが、合理的配慮は、障害者の個別の状況に応じて講じられるべきものであり、また、事業者の規模、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度などを踏まえて、できる範囲で実施されるため、非常に個別性の高いものです。

ですので、以下の例に限られるものではなく、必要な配慮が受けられなかったという相談はもちろんのこと、適切な配慮がなされていないという気づきがあった場合には、幅広く捉えていただき、相談員へつないでいただきますようお願いいたします。

障害種別	想定される合理的配慮の例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none">・ 会議等において、要望に応じて、点字や拡大文字、テキストデータの資料を用意する。・ 「こちら、あちら」などの指示語を用いず、「30cm 右」などと具体的に説明する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none">・ 問い合わせ先に、電話番号だけではなく、ファクシミリの番号やメールアドレスを記載する。・ 会議等において、要望に応じて、手話通訳者や要約筆記者などを配置する。・ 筆談など、お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認して対応する。
肢体不自由・内部障害	<ul style="list-style-type: none">・ 廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにする。・ 建物の段差を解消するために、渡し板等を提供する。・ 本人の意向を確認してから、必要な誘導介助を行う。・ 車いすで利用しやすい高さの机を用意する。
知的障害	<ul style="list-style-type: none">・ 資料に写真やふりがなを入れたり、わかりやすい言葉で具体的に表現する。・ ゆっくり、わかりやすく、丁寧に説明する。

精神障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況に合わせて出勤時間を遅らせるなどの勤務時間の調整を行う。 ・ カウンセリングや通院のための休暇等を認める。
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的な表現を用いず、具体的に説明する。 ・ 言葉だけではなく、絵や写真を使って視覚的に説明する。

(4) 「障害の社会モデル」とは

条例の定義は、p4 I 条例の概要 1 基本的事項 (4)定義のとおり、「障害のある者が、日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対ことによって生じるものとする考え方をいう。」と規定されています。以下に具体的な例で「障害の社会モデル」を示しています。

①条例においては「医学モデル」ではなく「社会モデル」を取り入れています。この社会モデルによると障害はどこにあると考えられているのでしょうか？



②例えば階段しかないとき車イスでは段差が上がりません。⇒ 障害がある



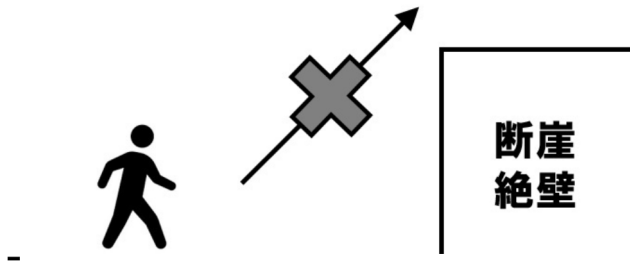
③しかしスロープが設置されれば車イスでも2階に上がれます。
⇒ 障害の社会モデルの考え方では障害が解消された



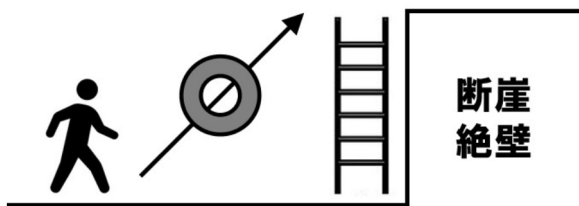
④この事例の車イス使用者は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わったことで障害が解消されました。

障害の社会モデルでは、障害とは、本人の医学的な心身の機能の障害を指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものだと考えられています。

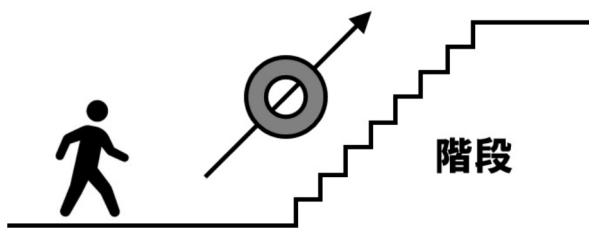
- ⑤障害の社会モデルに基づく誰にでも障害はあり得るとも考えられます。
断崖絶壁では、2階に上がりません。⇒障害がある



- ⑥ハシゴを持ってくれば、2階に上がれます。⇒障害が解消された(合理的配慮の提供)



- ⑦階段を設置すれば、いつでも2階に上がれます。⇒障害が解消された(環境の整備)



- このように障害のない人も、周囲の環境などの社会的障壁次第で、できる事とできない事が変わってきます。
- 障害のない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障害のある人に対しては、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていきましょう。

Ⅲ お願いしたい業務の概要

1 基本的事項

地域アドボケーターは、条例（第9条）において、「知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。」と規定されています。

また、この地域アドボケーターの行う活動について「滋賀県地域相談員設置要綱」第2条において、以下のように規定しています。

- ・ 障害者からの相談について、障害者差別解消相談員につなぐこと。
- ・ 差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- ・ 差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。
- ・ 上記に掲げる業務に関連すること。

具体的にお願ひしたい業務は主に以下の2点です。

(1) 気づいた差別や、受けた相談内容に関するサポート

御自身の業務や地域活動をされている中で気づいた障害者差別や、障害者等から相談を受けた場合には、その方に寄り添って話を聴き、内容に応じて障害者差別解消相談員や関係機関に引き継いでください。

なお、障害者差別解消相談員に連絡いただく相談事案については、障害者差別解消相談員から相談者に連絡する場合があります。「相談・対応受付票」に必要な項目を記入し、次の2点について必ず確認の上、連絡をいただきますようお願いいたします。

- ①相談者の連絡先
- ②障害者差別解消相談員に相談を引き継いでよいか

(2) 障害に係る理解促進

御自身の業務や地域活動をされている中で、障害者に対する配慮が十分されていないなどの気づきがあれば、障害への理解促進に向けた積極的な働きかけや、県、市町、関係機関への情報提供や提案をお願いいたします。

働きかけた事項や提案については「理解促進報告書」に必要な事項を記入し、報告いただきますようお願いいたします。

2 地域アドボケーター業務を行う上での留意事項

(1) 相談対応に共通する留意事項

相談事案については、このマニュアルに沿って対応いただくこととなりますが、寄せられる相談は多岐にわたり、その対応も地域アドボケーターの方に話を聴いていただくことで終結するものから、関係者間の調整を要するものまで様々であると考えられます。

また、相談をすることができる方は、条例において「何人も県に対し、障害を理由

とする差別に関する相談をすることが出来る」と規定されており、障害者やその家族だけに限らず、事業者、個人など幅広く相談できる体制となっています。

① 障害者差別解消相談員への引継ぎ

条例では、地域アドボケーターのほかに、専門的な見地から事案解決のために広域的に活動する障害者差別解消相談員を置くこととしており、地域アドボケーターが受けた相談については、原則、障害者差別解消相談員に引継ぎ、障害者差別解消相談員が対応します。

② 対応・相談連絡票の作成・送付

地域アドボケーターが相談を受けた場合には、対応・相談連絡票を作成し、障害者差別解消相談員に送付します。

対応・相談連絡票は、障害者差別解消相談員との情報共有に用いるだけでなく、事例の蓄積という点でも非常に重要な資料になると考えています。

なお、相談内容に緊急性がある場合や判断に迷うような場合は、対応・相談連絡票の作成を待たずに障害者差別解消相談員に連絡し、対応を相談してください。（この場合、対応・相談連絡票の送付時期等については、別途調整してください。）

③ 守秘義務等

地域アドボケーターは、条例に基づく相談活動を行う中で様々な個人情報を取り扱うこととなります。そうした個人情報の中には氏名や連絡先といった情報だけでなく、障害や家庭の状況など、特に慎重に取り扱うべき内容が含まれると考えられます。そのため、相談活動を行うに当たっては、守秘義務を順守していただきますようお願いいたします。

●地域アドボケーターには、滋賀県地域相談支援員設置要綱（第 10 条）において次のとおり守秘義務が課されています。

地域アドボケーターは、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(2) 障害に係る理解促進

御自身が業務や地域活動をされている中で、障害者に対する配慮が十分されていないなどの気づきがあれば、相手方への理解促進に向けた積極的に働きかけや、県、市町、関係機関への情報提供や提案をお願いします。

業務として想定される具体例等は以下のとおりです。

類型	具体例	想定される対応
地域において障害者への配慮が不足している事例に気づいた場合	・商業施設で通路に車いすの方が通れないような荷物が置いてある。	・相手方に障害に対する理解促進、条例の趣旨の説明を行うこと等で、改善を促し

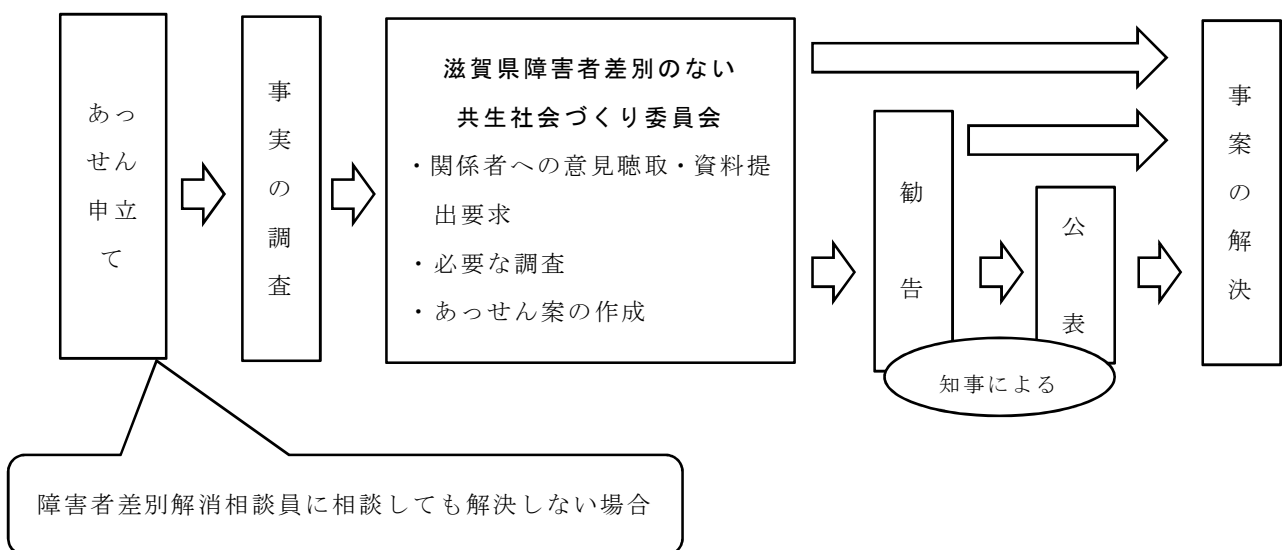
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路で点字ブロックをふさぐような看板が置いてある。 	<p>てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応された事例を県へ報告してください。
地域で障害者への配慮がされている事例に気づいた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設で筆談ボードが設置されていた。 ・車いすの方が入りやすいような設備が整っていた。 ・視覚障害の方が来店された際に積極的に声掛けを行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例として全県で情報共有しますので、県へ報告してください。
障害者への配慮が不足している事例について県で対応が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地に店舗を持つチェーン店において、すべての店舗で盲導犬の入店を拒否している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県に概要を報告してください。 ・障害者差別解消相談員が事案の解消に向けて調整を行います。

3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会による事案の解決

条例では、障害を理由とする差別に係る事案について、障害者等からあっせんの申立てがなされた場合は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」（以下「委員会」という。）において解決を図る仕組みを設けています。

委員会では、専門的な知識を有する複数の委員が、事案解決に向けた助言・あっせんを行います。

地域アドボケーターからつないでいただいた相談事案について、障害者差別解消相談員の相談を経て、あっせんの申立てがなされた場合、委員会が行う事実の調査において、地域アドボケーターに協力を求める場合がありますので、御協力をお願いします。



IV おわりに

地域アドボケーターの業務の内容は多岐にわたり、その対応方法も幅広いものになると考えられるため、全ての気づきや相談を地域アドボケーターのみで対応することは困難です。

そのため、条例では、障害者差別解消相談員が相談に当たることを規定しているほか、委員会による解決の手段を設けています。

様々な活動や事案での対応について迷ったときや、このマニュアルに基づく対応について不明な点が生じたときは、いつでも障害者差別解消相談員・滋賀県障害者福祉課に相談してください。

○障害者差別解消相談員の連絡先：滋賀県障害者権利擁護センター

TEL：077-521-1175

FAX：077-528-4853

メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp

○滋賀県障害福祉課の連絡先 TEL：077-528-3541

地域アドボケーター対応・相談連絡票作成時の留意事項

相談内容が、マニュアル4～6ページに記載している障害を理由とする差別に関する相談に該当すると思われる場合には、相談内容のほか、次の1～7について、教えていただける範囲で確認いただき、「対応・相談連絡票」に記載してください。

- 1 相談者は、差別を受けた障害者御本人か、御家族か、その他の関係者か。
→「1 相談者区分」の欄にチェック
- 2 差別等を受けた障害当事者の情報を確認（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先、障害種別）
→「2 障害当事者」の欄に記入
- 3 障害当事者以外からの相談の場合には、相談者の情報を確認（氏名、連絡先、障害当事者との関係）
→「3 相談者」の欄に記入
- 4 差別等をしたとされる者（相手方）の情報を確認（名称は氏名、所在地又は住所、連絡先）
→「4 相手方」の欄に記入
- 5 相手方との調整を希望するかを確認
→「5 相手方との調整」の欄にチェック
- 6 調整を希望する場合には、調整に必要な範囲内で、相手方に氏名、相談内容を伝えてよいかを確認
→「6 相手方への情報伝達」の欄にチェック
- 7 調整を希望する場合には、障害者差別解消相談員・滋賀県障害福祉課に聞き取った内容を伝えてよいかを確認
→「7 関係者間の情報共有」の欄にチェック

地域アドボケーター 対応・相談連絡票

相談日時	年 月 日 ()		作成者	氏名	
	時 分 ~ 時 分			連絡先	
相談場所			相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()	
1 相談者区分		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 関係者			
2 障害当事者	(ふりがな) 氏名		年齢	才	
	住所および連絡先				
	障害種別	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明			
3 相談者 (2と異なる場合)	(ふりがな) 氏名		連絡先		
	当事者との関係等				
4 相手方	名称または氏名				
	住所および連絡先				
5 相手方との調整 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> しない	6 相手方への情報伝達 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		7 関係者間の情報共有 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
その他特記事項					
通訳必要性の有無	<input type="checkbox"/> 言語 ()		<input type="checkbox"/> 手話 ()		
6 相談内容					
※適宜行を追加してください。					

理解促進報告書作成時の留意事項

対応された内容がマニュアル 11 ページに記載している障害に係る理解促進に関する事例に該当すると思われる場合には、その概要のほか、次の 1～7 について、記載が可能な範囲で確認いただき、「理解促進報告書」に記載してください。

- 1 配慮が十分でない、配慮をしている相手方の情報を確認（名称は氏名、所在地または住所、連絡先）
→「1 相手方」の欄に記入
- 2 概要
気づかれた配慮の内容、配慮されていない内容の概要を記載してください。
- 3 対応
地域アドボケーターが 2 の概要についてどのように対応したか記載してください。
- 4 相手方との調整を希望するかを確認。
広域的に解消すべき内容、地域アドボケーターが働きかけても改善しなかった内容等、障害者差別解消相談員に調整を希望する場合には「4 相手方との調整」の欄にチェックしてください。

理解促進 報告書

対応日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	作成者	氏名	
			連絡先	
場 所		対応方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
1 相手方	名称または氏名			
	住所および連絡先			
2 概要				
3 対応				
4 相手方との調整	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> しない			

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

第1節 障害を理由とする差別の禁止（第6条）

第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第7条－第10条）

第3節 あっせん等（第11条－第14条）

第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（第15条・第16条）

第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策（第17条－第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

第5章 罰則（第27条）

付則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し

合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。

ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。

(イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。

(イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。

ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。

カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

(イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。

- キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
- ケ 県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。

- (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。
- 3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。
- 4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民および事業者の責務）

第5条 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

第1節 障害を理由とする差別の禁止

第6条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。

第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制

（相談）

第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

（障害者差別解消相談員）

第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。

2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（地域相談支援員）

第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

（研修の実施）

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

第3節 あっせん等

（あっせんの申立て）

第 11 条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあつせんを申し立てることができる。

2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あつせんを申し立てることができない。

(1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

(3) 過去に前 2 項の規定によるあつせんの申立てがされたことがあるものであるとき。
（あつせん）

第 12 条 知事は、前条第 1 項または第 2 項の規定によるあつせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあつせんを求めるものとする。

2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあつせんの求めがあったときは、当該あつせんの求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あつせんを行うものとする。

(1) あつせんの必要がないと認めるとき。

(2) その性質上あつせんを行うことが適当でないとき。

3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者（前条第 2 項の規定によりあつせんを申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあつせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。

5 あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

(1) あつせんにより対象事案が解決したとき。

(2) あつせんによっては対象事案の解決が見込めないとき。

6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第 2 項の規定によりあつせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあつせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第 13 条 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

(1) 正当な理由なく、前条第 3 項の調査を拒み、妨げ、または忌避した対象事案の当事者

(2) 前条第3項の調査に対し、虚偽の説明をし、または資料の提出をした対象事案の当事者その他の関係者

(3) 前条第4項の規定によりあっせん案が提示された場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わない対象事案の当事者

2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第14条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

(普及啓発等)

第17条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策

(2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

(学校教育における理解の促進等)

第18条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。

(就業の機会の確保等)

第19条 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(住環境の整備)

第20条 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等の推進)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(災害時における支援)

第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(選挙等における配慮)

第23条 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意思疎通等の手段の利用促進等)

第 24 条 県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 25 条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

第 27 条 第 8 条第 2 項または第 16 条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 8 条第 1 項の規定による障害者差別解消相談員の委嘱、第 9 条第 1 項の規定による地域相談支援員への委託および第 16 条第 2 項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の前日においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の検討に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(あっせんの申立て)

第3条 条例第11条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てをしようとする相談事案の当事者および相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者(以下「障害者の家族等」という。)(以下これらを「申立人」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面に記名押印し、知事に提出しなければならない。ただし、当該申立人が当該書面の作成または提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めるときは、口頭ですることができる。

(1) 申立人の氏名および住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地。第3号および第7条第1号において同じ。)ならびに連絡先ならびに障害者の家族等が申立人である場合にあつては、当該障害者との関係

(2) 障害を理由とする差別を受けたとされる障害者の氏名および住所

(3) 障害を理由とする差別をしたとされる者の氏名および住所

(4) 相談事案の概要

(5) 求めようとするあっせんの内容

(6) 前各号に定めるもののほか、あっせんの参考となる事項

2 申立人は、必要に応じて、前項の書面に加え、あっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第1項ただし書の規定により口頭であっせんの申立てをする場合には、申立人は、同項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、知事が指名する職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述した者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、陳述した者に署名させ、または記名押印させなければならない。

4 条例第11条第2項の規定により障害者の家族等があっせんの申立てをする場合には、当該障害者が当該あっせんの申立てに同意していることその他の当該あっせんの申立てが条例第11条第2項ただし書の規定に該当しないことを証明しなければならない。

(あっせんの開始)

第4条 知事は、条例第12条第1項の規定により委員会にあっせんを求めた場合は、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 委員会は、条例第12条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第5条 条例第12条第4項の規定によるあっせん案(以下「あっせん案」という。)の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事案の当事者に送付することにより行うものとする。

- (1) あっせん案の内容および理由
- (2) あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限およびその方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項
(あっせんの終了)

第6条 委員会は、条例第12条第5項の規定によりあっせんが終了したときは、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第13条第2項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 当該勧告の求めに係る者の氏名および住所
- (2) 当該勧告の内容および理由
- (3) 当該勧告に従う旨または従わない旨の意思の表明をすべき期限およびその方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項

(公表)

第8条 条例第14条の規定による公表は、滋賀県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告に従わない事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告に従わない旨の事実
- (4) その他知事が必要と認める事項

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第11条 条例第16条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および専門委員は、委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員または専門委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

- 4 部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 12 条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があるときは、関係者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県地域相談支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第9条に規定する地域相談支援員（以下「地域アドボケーター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域アドボケーターは、障害者が相談する際に自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 障害者からの相談について、条例第8条に規定する障害者差別解消相談員につながること。
- (2) 差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- (3) 差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。
- (4) 前各号に掲げる業務に関連すること。

(委託)

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たすものに業務を委託するものとする。

- (1) 障害の社会モデルへの理解があり、かつ、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者であること。
- (2) 現に県内に居住または勤務し、地域の生活環境、社会環境等の実情に精通している者であること。

2 地域アドボケーターは、知事からの所定の業務の受託者であり、県の職員としての身分は有しない。

(推薦)

第4条 知事は、地域アドボケーターの候補者について、必要に応じ、地域自立支援協議会、市町等からの推薦を受けることができる。

(定数)

第5条 地域アドボケーターの定数は32名以内とする。

(委託の期間)

第6条 地域アドボケーターへ業務を委託する期間（以下「業務委託期間」という。）は、2年とする。ただし、次条の規定により業務の委託を解除された地域アドボケーターの後任の地域アドボケーターについては、前任者の業務委託期間を引き継ぐものとする。

2 知事は、地域アドボケーターへ再度業務を委託することができる。

(委託の解除)

第7条 知事は、地域アドボケーターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域アドボケーターへの業務の委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反したとき。
- (3) 地域アドボケーターとしてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) 地域アドボケーターが自己の都合により辞退を申し出たとき。
- (5) 地域アドボケーターが死亡したとき。

(費用弁償)

第8条 地域アドボケーターに対する費用弁償は、年を単位として支給し、年額48,000円とする。ただし、地域アドボケーターの活動日数が12月に満たない場合（1月未満の場合は、1月とする。）は、月を単位として支給し、月額4,000円とする。

(地域アドボケーター証)

第9条 知事は、地域アドボケーター証（別記様式）を地域アドボケーターに交付するものとする。

- 2 地域アドボケーターは、業務を行うにあたって地域アドボケーター証を携行するものとする。
- 3 地域アドボケーターは、業務委託期間が終了したとき、または、業務の委託の解除があったときは、地域アドボケーター証を知事に返還しなければならない。

(守秘義務)

第10条 地域アドボケーターは、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(報告)

第11条 地域アドボケーターは、別に定める様式により、活動状況を報告しなければならない。

(研修)

第12条 地域アドボケーターは県が開催する研修会および情報交換会に参加し、その活動に必要な知識および技能の修得に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域アドボケーターに関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 県は、この要綱の施行後2年を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。